

【住所地特例】

## 郵送での届出方法・必要書類等について

区外の住所地特例対象施設へ転出した場合や、住所地特例対象者が住所を変更した場合、または死亡した場合は「介護保険住所地特例適用・変更・終了届」の届出が必要です。

介護保険課資格係（区役所本庁舎2階13番窓口）や、新宿区内の最寄りの特別出張所、または郵送にて住民異動があった日から14日以内に提出してください。

郵送での届出方法・必要書類等は以下のとおりです。

### 【提出先】

〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号

新宿区役所 介護保険課 資格係 宛て

### 【提出書類】

1. 「介護保険住所地特例適用・変更・終了届」

2. 以下の書類の写し

○届出人の身元確認書類（次ページ参照）

○代理人が届け出る場合は、代理権の確認書類（次ページ参照）

○個人番号を確認するための書類（個人番号カード等）

※記入漏れや書類の添付漏れがないよう提出時には再度ご確認願います。

【住所地特例】

## 届出の際の身元確認書類等について

届出者	届出者の身元確認書類	代理権の確認書類
1. 本人	<b>1点確認:</b> (公的機関が発行した顔写真付きの証明書) 個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証(運転経歴証明書)、在留カード、身体障害者手帳、パスポート等 <b>2点確認:</b> (公的機関が発行した証明書等で、氏名及び住所又は生年月日の記載があるもの)	—
2. 同一世帯員	被保険者証(介護・国保・後期高齢者医療等)、介護保険負担割合証、介護保険料や公共料金の領収書、年金手帳、保険料納入通知書(介護・国保・後期高齢者医療等)、区が発行した通知書等	不要
3. 代理人(別世帯の者、後見人、ケアマネジャー等)	上記と同じ書類 (ケアマネジャーの場合、介護支援専門員証)	委任状(原本)、登記事項証明書、被保険者本人の身元確認書類等

※個人番号の記入がない又は誤って記入されている場合は、区で住民基本台帳情報等から個人番号を記載させていただきます。ご了承ください。なお、個人番号の記入ができない場合は、個人番号を確認するための書類の写しの添付は不要です。

※「告知要求制限」の規定により、医療保険被保険者証(健康保険証)のコピーを送付する場合は、記号・番号・保険者番号が判別できないよう、マスキング(マジックで塗り潰す等)して送付頂くようお願いいたします。

<問合せ先> 〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号  
新宿区 介護保険課 資格係  
TEL:03-5273-4597 FAX:03-3209-6010